

2022年5月号

# ニュースナビ

## 障害者自立支援法違憲訴訟 第12回定期協議と天海訴訟の焦点

日本障害者協議会副代表・全障研副委員長 菌部英夫 (そのべ ひでお)

### 基本合意の実現を 第12回定期協議

トイレに行くにも、食事をするにも、障害があることで必要とされる社会的な支援を「利益」として「応益負担」が強制された障害者自立支援法。障害が重ければ重いほど負担が増すしくみに、「障害があることは個人の責任でしょうか!」「憲法や障害者権利条約にてらし、その不当性・違法性を司法の場で明らかにしてほしい」と14地裁から71人の原告が提訴しました。2010年1月7日。訴訟団は、「勝利的和解」として国との「基本合意」を締結。厚労大臣は、「障害者の尊厳を深く傷つけた」「ここから反省を表明」し、「障害者のみなさまの意見を真摯に聞いて新しい制度をつくっていく」と強調しました。

「基本合意」にもとづく国との正式な協議の場が「定期協議」です。国からは厚労省政務三役、障害福祉保健部長や各課長などが出席します。12回目となる協議は今年の1月11日にオンラインで開催され、事前の「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会」による学習・交流のつどいとともに参加者は400人をこえました。

元原告を代表して家平悟（東京）さんは、「『自助・共助』政策でごまかすのではなく、国の責任でおこなうべき」と、公的責任を明確に

した「骨格提言」に基づく「障害者総合福祉法」につくり直すことを強く要請しました。

また、介護保険優先原則（法7条）の廃止と選択制の導入も大きな焦点となりました。

### 障害者の65歳問題 一浅田訴訟高裁勝訴と天海訴訟地裁敗訴

岡山の浅田訴訟では「基本合意」の重要性を重視した高裁判決が下されました。介護保険、保険優先原則だというような言い回しや評価をしておらず、あくまで併給調整のための規定だと明確です。厚労省もこの間、「事務連絡」（2015年（平27）2月18日）や会議の場でも指摘しています。浅田訴訟の結果、65歳問題について柔軟な対応をとるケースが各地で増えました。

ところが、その後、介護保険優先原則について十分な説明もないままに利用者に押しつける現実と弊害が各地で生まれています。千葉市を訴えた天海訴訟は一つの典型例です。

### 天海訴訟地裁判決の問題点

訴訟は千葉地裁の不当な判決に東京高裁での憲法と法律にもとづく公正な判決を求めて係争中です。2月15日の第2回口頭弁論では、弁護団の坂本千花弁護士が、天海さんの主張は「生きる権利を奪わないで」という切実な訴え



であることをつぎのように意見陳述しました。

天海さんは、65歳になったとして、介護保険の利用を強制されたのは不当だと、介護保険の申請に応じなかったところ、千葉市から居宅介護サービスの申請をすべて打ち切られました。ところが天海さんの訴えに、浅田訴訟判決とまったくちがう千葉地裁判決が出されます。

地裁判決の問題点は、①総合支援法7条の解釈指針について、強引に他の要件を追加して適法要件を創設した、②総合支援法と介護保険法のちがいについて考慮していない、③基本合意の経緯も無視、④65歳で非課税世帯の障害者が自己負担を強いられる不合理について一切検討していない、⑤自立支援給付の全面打ち切りという処分について、介護保険の申請に協力しない天海さんの責任にしているなどです。

第3回口頭弁論は4月22日。その後判決が予想されています。

### これ以上65歳の誕生日を悲しませるな

1月19日に300人の参加で開催された訴訟勝利に向けた学習決起集会では、日本障害者協議会（JD）藤井克徳代表が「天海訴訟の今日的課題——本質問題は何か、障害者権利条約と基本合意文書を高々と」を講演しました。

藤井さんは、背景にある根深い優生思想・生産能力の低さを理由とした障害者差別、その一つに天海訴訟問題があることを指摘し、真っ暗な闇に輝く正しい方向を示す北極星が障害者権利条約であるとし、「他の者との平等を基礎として」とくりかえし述べている意味を「同年代

の市民と同等の権利」の視点から、同じ年齢の65歳の千葉市民の権利としてとらえること。基本合意からも天海地裁判決は反していることを指摘し、総合支援法を変えていこう、介護保険統合問題に決着をつけようと語り、「知る・わかる・伝える・動く」ことを提起しました。

天海訴訟を支援する会では、学習と署名活動、宣伝活動につとめ、裁判に勝利しようとして取り組んでいます。

### 天海訴訟を支援する会

〒262-0032  
千葉市花見川区幕張町5-417-222  
幕張グリーンハイツ109 障千連内  
TEL・FAX 043-308-6621

### 資料 「定期協議」要望書の項目

（詳しくはめざす会 Web 参照）

- 第1 基本合意・骨格提言の尊重／第2 介護保険優先原則について／第3 就労時ヘルパー利用について／第4 重度訪問介護等の支給決定の在り方について／第5 入院時ヘルパー利用について／第6 食事提供加算と送迎加算について／第7 報酬支払い方式（日払い制度を骨格提言の採用する方式に）、第7の2 新型コロナが明らかにした現行報酬方式の欠陥、第7の3 2021年度（令和3年度）報酬改定の問題点、第7の4 障害者総合支援法の「定時改定」に伴う【グループホームの見直し】について／第8 家族の収入に依拠する利用者負担制度を廃止／第9 自立支援医療の利用者負担の低所得者無償化